

健康保険の使える
怪我の範囲が決まっています



整骨院・接骨院では

こんなときに健康保険が使えます！

- ① 患部を痛めた原因が明らかである
- ② 慢性的症状に至っていない
- ③ 内科的原因による疾患ではない

【例】

- ・転倒して打撲した
- ・スポーツをしていて捻挫した
- ・重たい荷物を持って腰を痛めた
- ・骨折、脱臼した時の応急処置



※第三者によって怪我をした場合

ご加入の健康保険に、「第三者行為による傷病届」を届け出る必要があります。交通事故等、保険会社を介している場合は健康保険を使わない場合もあります。



保険が使えない場合・・・

- 単なる肩こり、筋肉疲労
- 内科的原因による疾患
- 症状改善のみられない慢性的な痛み
- 同じ怪我で保険医療機関（病院・診療所など）にも通院している
- 同じ怪我で別の整骨院・接骨院にも通院している



※仕事中に怪我をした場合

勤務中や通勤途中の怪我は、健康保険ではなく労働者災害補償保険が適用となります。会社に報告し、専用の用紙をお持ちください。

健康保険の適用についてはご自身で判断されず、
お気軽に当院へご相談ください。

院長敬白

